

# 「今津中学校安心ルール」

## ＜基本的な考え方＞

○学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。

○子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけること、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。

○第1～3段階の基本となるものは、「体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために」の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束事		・嘘をつかない	・ルールを守る	・人に親切にする	・勉強する
第1段階	・授業時間に遅れる  ・物を勝手に使う	・からかう、ひやかす  ・無視する	・指導を素直に聞かない  ・からかう、ひやかす	・物を大切にしない  ・自分の机等に落書きをする  ・服装の乱れ  ・不要物（携帯、スマホ、カードゲーム、ゲーム機など）	・その場で注意  ・場合によっては家庭連絡  ・個別指導  ・自己を振り返る活動
第2段階	・授業のじやまをする  ・授業に関係のない話をする  ・授業離脱	・仲間はずれにする  ・悪口、かげ口を言う  ・こわがるようなことをしたり言ったりする	・指導に対して反抗する  ・挑発的な態度をとる  ・暴言を吐く	・学校の物をこわす  ・頭髪（毛染め、奇抜な髪型など）  ・化粧（カラコン、アイブチ含む）  ・装飾品類（ピアスなど）  ・深夜徘徊する	・その場で注意  ・家庭連絡  ・複数の教職員による個別指導  ・数日間の自己を振り返る活動
第3段階	・授業中、故意に妨害をする  ・テスト妨害及び不正行為  ・授業を抜け出し校外へ出る	・嫌がることを無理やりさせる  ・暴力をふるう（プロレス技をかけるなども含む）  ・物を故意にこわしたり、すてたりする	・指導に対して激しく反抗する  ・こわがるようなことをしたり言ったりする  ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう	・万引きやバイクの無免許運転・飲酒・喫煙など法律に違反するようなこと	・家庭連絡  ・一定期間の別室における個別指導及び学習指導  ・関係諸機関（警察・こども相談センター）と連携し、学校内で指導を行う。  ・状況によっては個別指導教室を活用した指導
第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。					

※この「今津中学校安心ルール」については、大きく3段階で示したものであり、生活指導ガイドラインでは更に5段階に分けたものもあります。